

○内閣府
財務省 令第 号

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百三十一号）の規定に基づき、銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年 月 日

内閣総理大臣 菅 直人

財務大臣 野田 佳彦

銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令

銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年 内閣府
財務省 令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号イ中「指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。」を「信用格付業者（金融商品取引法第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。」に、「一の指定格付機関」を「一の信用格付業者」に改め、同号ロ中「準指定格付機関」を「準信用格付業者」に改め、同号ハ中「指定格付機関による」を「信用格付業者による」に、「準指定格付機関」を「準信用格付業者」に、「一以上の指定格付機関」を「一以上の信

用格付業者」に、「一の指定格付機関」を「一の信用格付業者」に改める。

第二十条の五第一項第一号イ中「指定格付機関」を「信用格付業者」に改め、同号ロ中「準指定格付機関」を「準信用格付業者」に改め、同号ハ中「指定格付機関による」を「信用格付業者による」に、「準指定格付機関」を「準信用格付業者」に、「一以上の指定格付機関」を「二以上の信用格付業者」に、「一の指定格付機関」を「一の信用格付業者」に改める。

第二十条の十第一項第一号イ中「指定格付機関」を「信用格付業者」に改め、同号ロ中「準指定格付機関」を「準信用格付業者」に改め、同号ハ中「指定格付機関による」を「信用格付業者による」に、「準指定格付機関」を「準信用格付業者」に、「一以上の指定格付機関」を「二以上の信用格付業者」に、「一の指定格付機関」を「一の信用格付業者」に改める。

第二十条の十六第一項第一号イ中「指定格付機関」を「信用格付業者」に改め、同号ロ中「準指定格付機関」を「準信用格付業者」に改め、同号ハ中「指定格付機関による」を「信用格付業者による」に、「準指定格付機関」を「準信用格付業者」に、「一以上の指定格付機関」を「二以上の信用格付業者」に、「一の指定格付機関」を「一の信用格付業者」に改める。

第二十条の二十三第一項第一号イ中「指定格付機関」を「信用格付業者」に改め、同号ロ中「準指定格付機関」を「準信用格付業者」に改める。

附 則

この命令は、平成二十三年一月一日から施行する。